

平成 30 年 5 月 16 日

日本学生支援機構給付奨学生の推薦基準（選考方法）

大阪府立東住吉高等学校

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構とする。」）の給付奨学金制度は、意欲と能力があり大学等への進学目的及び意志が明確な生徒が、経済的理由により進学を断念することがないように、返還不要の奨学金を給付することにより、進学を後押しすることを目的とするものである。この目的を踏まえ、機構による「給付奨学生採用候補者の推薦に係る指針（ガイドライン）」（以下「指針」とする。）を踏まえた上で、以下の本校推薦基準に基づき、校内に設置する給付型奨学生採用候補者選考委員会に諮ったうえで、機構から示される人数の範囲内で基準該当者を選考し推薦するものとする。

1. 人物について

以下の全てに該当すること

- (1) 進学の目的が明確で、希望する進学先及び将来への展望がある
- (2) 校則を遵守し、高校生としてふさわしい学校生活を送っている
- (3) 現在本校 3 年生及び過去 2 年間の卒業生

2. 健康について

以下のいずれかに該当すること

- (1) 定期健康診断等により、概ね健康であると認められる
- (2) 心身に障がいや疾病がある場合でも、修学に耐えられると見込まれる

3. 学力及び資質について

以下のいずれかの要件を満たしていること。ただし（3）については本校推薦枠の範囲外で推薦する。

- (1) 学習成績が優秀と認められる、またはそれに準じる学習成績を修め、直近の学習成績に著しい努力が認められる
- (2) 次のア、イの両方の条件を満たすこと
ア：学習成績が良好と認められる、またはそれに準じる学習成績を修め、直近の学習成績に著しい努力が認められる
イ：教科外の学校活動（学校行事、部活動、生徒会活動、ボランティア、地域活動）等に積極的に参加し、具体的な成果・成長が認められる
- (3) 社会的養護を必要とする生徒であって、進学先での学修に対する意欲が認められる

4. 家計について

指針中にある「推薦者の選考対象」であることを確認した上で、申込者の属する生活環境や世帯状況を勘案し、申込者の進学が非常に困難な状況にあると認められること